

「テレビ会議システム」の導入に向けた基本的考え方

1. テレビ会議システム導入の目的

知事や都道府県幹部職員を対象とした会議を一堂に会することなく迅速、機動的に開催し、懸案事項の協議・決定等が速やかに行えるようにするため、本会においてテレビ会議システムを導入することとする。

2. システムの仕様・形態と利点

- ・全都道府県が一体的に導入することにより、47都道府県と知事会を結ぶネットワークの構築が可能
- ・同時又は部分接続が可能とすることにより、様々な規模の会議に対応
- ・テレビ会議専用の回線及びそれに対応する専用機器を使用することにより、簡易な操作性、安定かつ安全な交信状態を確保（特に、タッチパネル式操作盤採用により、制御上の簡易化を確保）

3. 経費負担の方法（案）

テレビ会議システムを導入する場合のシステム構築にかかる初期費用及びその運用、保守にかかる費用については、導入しようとするシステムの仕様や使用する回線の種類・規模等により変動するため、今後、上記2に記載の要件を満足させるための検証を加えることにより精査することとするが、経費については概ね次の区分により手当てすることとする。

(1) システム構築にかかる初期費用

テレビ会議システム導入に向けた物品費、システム構築費および工事費等の初期費用については全国知事会積立金で支弁

(2) 光通信回線接続工事費

各都道府県が接続する光通信ケーブル本線と各都道府県庁内に設置するテレビ会議システムとの間の回線接続に要する費用については当該都道府県が支弁～各部屋から本線までの距離、設置箇所数等により変動

(3) 運用及び保守にかかる費用

回線接続費及び保守費等のランニングコストについては各都道府県が支弁

4．導入に向けた具体的工程（案）

- 平成17年5月31日 ・全国知事会議にテレビ会議システムの導入に向けた基本的考え方について提案
- 6～7月 ・複数の都道府県間を結んだテレビ会議システムのデモを実施
・具体的なシステムの検討
- 7月13日 ・全国知事会議にテレビ会議システムの導入案を提案
- 9～12月 ・各都道府県が接続に要する費用と18年度の運用にかかる費用を予算化し、平成17年内に運用を開始

5．テレビ会議システムの活用例

全国知事会議の開催

正副会長会議・理事会の開催

各常任委員会・特別委員会の開催

その他知事をメンバーとした会議等の開催

- 例：・知事グループによる特定行政課題に係る意見交換会
・知事グループによる特定行政目的に係る協議会
・知事本人による少人数の緊急打合せ

都道府県幹部を対象とした会議等の開催

- 例：・緊急案件に係る担当課長会議
・特別委員会幹事会議、専門部会

大規模災害等緊急時における知事等による連絡調整会議の開催